

## 前回部会(27年3月3日開催)における意見等と対応

意見等	対応(案)
<p><b>【用語の定義】</b></p> <p>定義について、私たちは再エネの賦課金を自らの意志に関わらず負担しているので、再エネの利用に関することを敢えて定義しなくてもよいのでは。</p>	<p>再エネの設備導入だけでなく、利用者が再エネ由来のエネルギーの利用を促進することも、再エネ導入促進には重要であるため、定義することとします。</p>
<p><b>【実施計画】</b></p> <p>実施計画について、再エネ導入の数値目標を定めることとなると思われるが、国の電源構成、ひいては府の電源構成も定まっていない中で、計画を策定することができるのか。</p>	<p>京都エコ・エネルギー戦略で導入目標はあるが、昨今の状況も踏まえて、計画を策定します。</p>
<p><b>【電気事業者に対する再エネ導入拡大計画の提出】</b></p> <p>再エネについて、温暖化対策条例からこの条例に移行するとは、具体的にどういうことなのか。</p> <p>一般電気事業者など供給する側に対して何らかの義務を課すべき。「一般電気事業者」は関西電力など従来の大規模発電事業者で、「特定規模電気事業者」は新規参入してきた発電事業者と認識しているが、これら以外に、電気事業者に該当するものはいるか。</p> <p>出力抑制に必要となる装置についても、一般電気事業者等が計画書を作成し、知事への提出を義務づけるのか。</p> <p>再エネ事業者が行うべき出力抑制に必要な設備まで、一般電気事業者等に求めていないと理解した。温暖化対策条例から移行されていると考えていたが、温暖化対策条例の条文では「設備」という言葉が使われておらず、書きぶりが少し異なるように見える。</p> <p>一般電気事業者等に課す計画書の作成・提出義務について、今</p>	<p>現在の温暖化対策条例の規定内容を削除し、本条例で同内容を規定します。</p> <p>一般電気事業者等は、温暖化対策条例と同内容の「再エネ供給拡大計画書」の提出義務を規定し、表現についてもわかりやすく記載します。</p> <p>なお、本条例では、府内に一般電気事業者及び特定規模電気事業者のみが存在するため、両者のみに義務を規定します。(温暖化対策条例と同等)</p>

<p>後、エネルギーベストミックスの決定、小売電力市場の自由化により住民が自ら使う電気を自由に選択し、事業者も国の施策方針を踏まえ発電するだろうこの時期に、計画書を作成することができるのか。また、設備の導入に努めることと、計画書の提出を義務づけることは、文面的に矛盾しているように感じられる。</p> <p>電圧の調整を行う者（送電事業者）も含まれるのか。自前で発電設備を持たない電気事業者もいると聞いている。多様な形態の事業者がいる中で、電気事業者はどこまで含んでいるのか。接続可能量を超えたことによる出力制御といった問題が生じているが、条例で電力の需給バランスを維持するためのシステムに関する事など何か言及はないのか。また、設備の中にシステムを含めてはどうか。</p>	
<p><b>【地域協働に係る施策】</b></p> <p>地域協働に係る施策について、登録要件に実施予定地が複数の地域にわたり行われることとあるが、これから再エネ導入に取り組む団体にとり、少し厳しいのではないか。</p> <p>地域協働に係る施策について、私も期待をしている。しかしながら、登録要件の一つに、事業が複数地域にわたり行われていることがあり、ハードルが高いように思える。</p> <p>地域協働により、コモンズ的な社会を作っていくとの視点はよいこと。採算ベースに合わせた再エネの導入は無理があり、府として、再エネを地域社会づくりのために活用するのか、又は固定価格買取制度に依存した形で普及させるのか、ビジョンをしっかりと持って欲しい。</p> <p>公共の用に供するとは具体的にどのようなことなのか？再エネ導入推進事業に、市町村が絡むことはないのか。水力やバイオマスは、自治体の関与があれば導入が進むのではないか。</p>	<p>要件としては複数の地域での取組を規定しないこととします。</p> <p>地域協働による取組に対しても導入等支援団体の登録制度を創設し、税の優遇や府から市町村とも連携した情報提供などによる総合的な支援を規定します。</p>
<p><b>【自立型再エネ等導入計画認定制度】</b></p> <p>再エネと系統電力との親和性に疑問を感じる。系統電力は集約化と効率化を進め、大電力を発生させてインフラを通じて分配すること。一方、再エネは分散型のエネルギー。両者が現在の技術で融合することができるのか、再エネの導入を系統電力との接続とか固定価格買取制度への依存することなどを前提と</p>	<p>再生可能エネルギー設備の導入に併せて、再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用する設備を導入するような自立型の再生可能エネルギーの導入する際の計画認</p>

<p>すべきではないかも知れない。考え方を少し変えて、再エネが自立分散型であれば、需要も自立分散型であってもよいかも知れない。グランドデザインを書かれる際、この点を考慮していただきたい。</p>	<p>定制度を創設し、税の優遇を行うことを新たに追加します。</p>
<p><b>【再エネ等相談・体制整備】</b> 地球温暖化防止活動推進員の役割を規定してはどうか。地球温暖化防止活動推進員は地域でリーダーシップを発揮し、普及啓発活動やネットワークの構築などで着実に成果を上げ始めている。</p>	<p>府民への情報提供や相談等の支援ができる体制整備することを規定します。</p>
<p><b>【調査研究】</b> 再エネ導入の課題は、発電効率が悪いことと、電気を効率的に貯めることができないこと。洋上風力は実用化にはまだまだ時間を要し、地熱発電も様々な問題を抱えている。現在の技術では大規模な再エネ導入が見込めず、革新的な技術開発が必要不可欠。骨子案では、既存技術を前提とした再エネの導入を促進することが読み取れるが、研究機関も再エネの普及に関わるような記述をして欲しい。</p>	<p>研究機関とも連携し、再生可能エネルギーの関連産業の育成や振興に係る施策を推進する内容を規定します。</p>
<p><b>【環境への配慮】</b> 再エネの定義に地中熱利用も含まれていると理解してよいか。再エネを導入するには、環境への配慮が必要。  生物多様性の観点から、生物多様性のマイナス面として地球温暖化問題が挙げられるので、再エネ導入については賛成。自然との調和を無視した再エネの導入が進められるケースがあり、生物多様性とエネルギーの双方がプラスになるよう、再エネを導入するには、周辺地域の環境に十分配慮すべき。</p>	<p>周辺環境への配慮についても、規定します。</p>
<p><b>【その他】</b> 再エネ導入はコストが大きな課題となる。導入にはこの点を見据えることを条例に盛り込んでどうか。再エネの導入は、地域社会づくりに貢献するという視点は良い。背景にはこの点がかかれていないが、目的では書かれていない。地域社会づくりに関することを書くのであれば、具体的な見通しも合わせて書くことができれば、更によくなる。</p>	<p>府が施策を推進する際には必要な財政的措置を講じる旨を規定します。  目的に地域社会の発展についても記載します。</p>